

差し替えられたとかじゃなくて、自分が受け取っているものは、障害基礎年金を受け取っているということで、あなたは納得されてたのではないんですか。

それはもう、障害厚生年金の申請資料が返ってきませんでしたから、資料そのもの自体に国民年金、厚生年金、船員保険となっておりますよね。ですから私は、もうそれで審査されたものとばかり思っていました。

あなたは、支給決定の内容を理解した上で、それに納得していたから不服申立てをしなかったということじゃないんですか。

いいえ、そうじゃないんです。私は年金が下りたのが、もうそれで安心してたというのが1つと、やっぱり、厚生年金の資料が返ってきてなくて、そのときの説明もなかったから、全然そういう疑問というか何て言うんですかね、私はもうてっきり障害厚生年金の裁定請求書で審査されたものだと思っていました。

でも、てっきりそう思ってたと言うけれども、あなたが受け取っていたのは障害基礎年金だということを、あなたは分かったわけですよね。

年金証書で分かりました。

原告代理人

今、御質問いただいた年金の違いなんですけども、年金が申請したものと出たものが違うということは、お分かりだったんですよね。

はい。

それでなぜ、不服申立てをしなかったかというところなんですけど、もう1度答えてもらえますか。

年金が下りたということが、まず第一。自分にとっては、人に迷惑を掛けることはないということで安心でしたから、そういうことですね。そして障害基礎年金には障害基礎年金用の裁定請求書が必要ということ、私はそのとき全然知らなかったですから。分かりませんでした。

厚生年金を申し込んだのに国民年金で下りてるので、不思議には思いましたか。

ええ、不思議に思いました。思いましたけども、どう言ったらいいんでしょうか、資料そのものが戻ってきていないからそれでいいんだという、自分でもうそういうふうに思ってしまったんですね。

差し替えられたという認識はないんですよね、当時。

そういうことは全然分かりませんでした。

だから、不思議な感じはしたけど、あえて行動しなかったというようなことでいいですかね。できれば、御自身のお言葉で。

ですから、替えられたということを知っていたら、私は直ちにそのときに反論はしてたとは思いますが。それがなかったために、今、こういう状態になっています。

被告指定代理人（川崎）

甲第8号証（原本）を示す

1枚目の原本を示します。「厚生年金保険障害給付裁定請求にかかる照会事項について」という書面なんですけれども、あなたが先ほどアンケートとおっしゃったのは、この書面のことでよろしいでしょうか。

これではないんですね。

裁判長

あなたがアンケートと言われている書面は、この裁判では出てきてないということなんですかね。

甲1号証には出してます。それをちょっと比較していただいたら分かると思います。網膜色素変性症、先天性障害、眼用という用紙です。

原告代理人

甲第1号証を示す

8枚目、これで間違いないですか。

これですね、こういうアンケートです。

裁 判 長

その書面そのものだということによろしいのですか。

私が出したのはこれなんですね。

それは、平成15年に出したんですか。

そうです。

この書面を見ると、平成23年という日付があるんですけども。

ごめんなさい、これは今回、請求した分のものなんですね。それを14年のときというか、15年のそのときに社会保険事務所から送られてきて持っていったんですけども、なぜかこれが、その甲16号証に、今、（被告指定代理人を指して）示されたように別紙にということになっているんです。

書式としては、この書式を平成15年のときに出したけれども、なぜか残っている書面は今、甲16号証として提出している書面ということで、記憶と違っているということですね。

はい。

裁 判 官（中野）

昭和45年6月に長山眼科で診断を受けたときのことをお聞きします。このとき、縁談相手の方と一緒に病院に行かれたということでしたけども、その方と縁談がなしになった理由というのは、長山眼科で病気の診断を受けたので、それを理由に縁談がなしになったと。

そうです。その方は運送業をしていたので、やっぱり仕事を手伝ってほしいということだったんです。そしてお母さんが亡くなっていて、お姉さんに迷惑を掛けてはいけないということで、駄目になったんです。

そういう病気のことであって縁談がなしになって、それでもう1件の縁談の

相手が今の旦那様ということで、その旦那様は病気のことを受け入れてくれたということですね。

はい、そのとおりに話して知っています。

あなたは、最初に、昭和37年に小泉製麻という会社に入社されて働いていたということなんですけども、その頃は目を使う仕事はしていたということですかね。

はい。

その頃から夜、目が見にくいという症状はずっとあったということですかね。

ええ、もう夜、暗い夜道なんかは駄目でしたけども、ネオンが、明かりとかそういうのでは多少は大丈夫でしたけども、もう暗いところは全然、駄目でしたね。

仕事に支障はない程度であったけれども、症状はあったということですか。

夜だけは、はい。

その小泉製麻を退社されて岡崎医院という高知市の医院に就職されてますね。

はい。

そこで働いているときというのは、特に目の症状とかで何か支障とかはあったんですかね。

いいえ、病院で働いているときは、全然ありません。昼間は不自由なかったですから。

岡崎医院を退職されて、次に働いた場所が、明治生命の保険会社に入社されたと。

はい。

その頃は、働く上で目の症状というのはどうだったんですか。

やっぱり夜は駄目でした。

夜は駄目で、日常は大丈夫だと。

はい、体は至って元気ですから。

そうしますと、あなたは、中学3年のときに高稜病院に行かれてカタル性結膜炎と診断された後、昭和45年6月に長山眼科で今回の網膜色素変性症というのを診断された以降は、特に日常生活で夜、見えにくいという症状はあるにしても、特に問題なく過ごされていたと。

はい。

それで、今言った高稜病院と長山眼科以外は、特に病院には行ってないということですか。

私、神戸で働いていたときに、めぼうができて、それと流行性の結膜炎になって部屋を隔離されたことはあるんです。うつる病気だということ。それは小泉製麻で働いているときだったんですけども、そのときに行った神戸の古川眼科という、女医さんでしたけども、その先生にも網膜色素変性症ということは指摘されたことはありませんでした。

小泉製麻で働いているときに掛かった病院はあったと。

はい。ですけども、網膜色素変性症と言われたことはなかったから、受診状況等申立書、そういうものは取っていませんでした。

ちょっと違うことを聞きますけども、今回、平成14年にあなたは障害基礎年金と障害厚生年金の裁定請求をされているんですけども、その後、実際に年金が支給されるまでかなり時間が掛かっていると思うんですけども、あなたが請求した年金と実際に支給された年金が異なっていたということは、理解されていたんですね。

はい、年金証書で分かりました。

障害基礎年金しか支給されないということについて、障害厚生年金であればもうちょっと金額が増えるんじゃないかとか、そういうことは思わなかったんですか。

いえ、私は年金のことはほとんど知りませんでしたから、それだけし

かもう、全然、頭にはなかったですね。

障害基礎年金と障害厚生年金はどういう違いがあると思っていたんですか。

加入したときに入ってた保険ですよ、それで年金が決まるんじゃないかなと私は理解してました。

障害基礎年金に障害厚生年金が上乘せされて支給されるということとかは、特に思ってなかったということですか。

ええ、全然知りませんでした、そういうことは。

では、障害基礎年金が支給された頃に、あなたは障害厚生年金の資料が返ってこなかったのが障害厚生年金で審査が受けられたと思っていたというふうに先ほどおっしゃってたんですけども、それは障害厚生年金がまた別途、受けられる、支給されると思っていたんですか。

いいえ、私は障害厚生年金のその裁定請求書で審査されたものだと、それで審査されたものと思っていたんです。障害基礎年金の裁定請求書が別に必要だということは、全然知らなかったんです。ですから、出されていることさえ知らなかったです。

裁判官（横田）

先ほどのお話の続きですけれども、障害厚生年金の裁定請求をされたという認識だったんですよ。

はい。

それで審査をされた結果、障害基礎年金の支給決定がされると、そういう理解だったんですか。

そうですね、障害厚生年金の裁定請求書にも国民年金というあれが入ってますから、私はそれで審査されたものと思ってました。

じゃあ、申請が全部通ったものという理解だったんですか。

全部通ったって、まあ、とにかく障害年金が下りるということで安心してました。

障害年金しか下りなかった、すなわち障害厚生年金のほうが支給されなかったことがおかしいとは思わなかったんですね。

どうして基礎年金になったのかなというぐらいで、はい。

それを誰かに相談したりはしなかったですか。

私はしていません。

今回、訴訟になっているんですけれども、やっぱり決定がおかしいんじゃないかということに気が付いたのは、いつ頃になるんですか。

平成19年6月に、私が60歳になった頃ですね、郵便局の方が年金の手続をしませんかと来られて、そして、もう60歳になったから老齢年金を受けられますよと突然来られたんですね。そして、その方に委任状を書いて手続をお願いしていた段階で、その方が、今、3級の状態なら障害特例が受けられますということで、診断書を取ってくださいと持ってこられたんです。そして、その診断書を持って町田病院に行ったときに私が、カタル性結膜炎とか仮性近視というのは網膜色素変性症と因果関係があるんですかと聞いたんです。そしたら先生が、そういう病気は誰でもなるから因果関係がないと言われたんですね。

ちょっといいですか。そのときに、カタル性結膜炎が網膜色素変性症と因果関係があるんですかと聞いたのは、なぜなんですか。

それは私が障害基礎年金に・・・、来たときに、仮性近視というのが網膜色素変性症ということかなと、頭の隅にはそれがあったんですね。

どうぞ続けてください。

あったから先生に聞いたら、全然関係がないということだったので、そしたら、あのときに障害基礎年金になったのは何だろうかなと思って社会保険事務所に行って開示請求をして初めて、私が出していない、私が覚えのない障害基礎年金の資料とか白紙の「病歴・就労状況等申立書」とかそういうものが出てきたので、私はもうそこで、これほど

ういうことかなと思って、もう何度も何度も行政相談にも行きました。厚生労働省のほうにも質問とか、調べてくださいということで何度もお願いはしていますが、回答は一度もありませんでした。

そしたら、平成19年6月になって初めて、障害基礎年金の裁定請求を自分がしているんだということを認識したということですかね。

そうですね、そのとき初めて基礎年金というものということをはっきり分かりました。

ちょっと時期が前になるんですけども、昭和45年6月に長山眼科を受診されてますけれども、長山眼科を受診しようというふうに最初に言い出したのは、誰なんですか。

それは私です。私が夜、目が見えにくいことを、その結婚をもしするとなった場合に相手が迷惑が掛かってはいけないということで相手にお話ししたんです。そしたらその方が、一緒に行ってあげるということで同行して、初めてそのとき診断されたんです。

夜、目が見えにくいことが結婚相手に迷惑を掛けるかもしれないと思ったのは、どうしてなんですか。

結局、黙っておいてもそういうことは分かることですよ、隠しておくことは。

何かやっぱり病気なんじゃないかという思いがあったということですかね。

ええ、そうです。はい。それはもう、きちっと調べてもらったほうがいいんじゃないかなということで。どういう病気かも分かりませんから。

裁 判 長

今回、平成15年6月に障害基礎年金の支給処分が出たんですが、次の平成16年12月にはそれを停止するという事になったわけですよ。

はい。

そういうお知らせが来たんだらうと思うんですけども、そのときに、なぜ停止するのですかというような説明は受けたんでしょうか、どなたかから。

いや、それもしていません。私は、それもやっぱり行政任せというか、その書類でそういうふうになったんだったら、もう仕方がないなという気持ちでした。

目の等級の認定が2級から3級になったので、国民年金では障害給付を受けられないということになったのだということそのときに理解したけれども、それは仕方がないかなと思ってしまったということなんですか。

ええ。

もし、厚生年金で年金が支給されていれば、3級でも支給されたのではないらうかというようなことは、御存じなかったんですか。

そういうことも全然知りませんでした。

それは知らなかったの。

知りませんでした、はい。

そういうことを知ったのは、いつですか。

それもやっぱり19年8月に開示してからです。

開示になってからですか。

はい。

先ほど、カタル性結膜炎のことが考慮されたのではないかということが頭の片隅にあったというような話をされてましたですかね。

はい。

それは平成19年の後で、いろいろ相談していろいろ調べてもらったときにということ言われてましたけども、その頭の片隅というのはいつ頃からあったんですか。もっと前から、例えば平成16年の、例えば今聞きました年金が打切りになってしまった頃にも、そんなような思いがあったんですかね。

いいえ、そのときもやっぱり仮性近視、カタル性結膜炎で病院に行っ

たときに先生から、仮性近視だねってちらっと言われたことはあるんですね。治療は何もしてないんですけども。そのとき、あれ、視力もあるのにどうしてそういうことを言うのかなとは思ったんですけども、そのときのことがやっぱり気になっていたので、その19年のときに病院の先生に、私はカタル性結膜炎というのはみんななると思ってたんですね。でも、仮性近視ということがよく分からなくてそれで病院の先生に聞いたときに、それは関係ないと言われたんです。そこで初めて、はい。

昭和36年夏頃に高稜病院に行ったら、仮性近視だとかいうふうに言われたようなこと、そのことが平成14年、15年、16年辺りの年金の裁定請求の関係の手続の中で、どこかで話題になったというような記憶はないんでしょうか。

全然ありません。

それはないんですか。

はい、ありません。ただ、アンケートを持っていったときにアンケートに高稜病院で、カタル性結膜炎で行ったときに仮性近視と言われたことを書いてますので、そこでその方が、医証が取れない理由書を書いてくださいと言われて、そのとき、だから何て言うんですかね、その病名とかそういうことが気になったり、そういうことを言われたことは全然ないんです。

じゃあ、あなたの記憶で言うアンケートではそのことを書いただろうということなんですね。

はい、そうです。

そういう意味では、そのことが年金の事務所に伝わっていただろうということとは想像できたわけですか。

どういう意味ですか。

昭和36年頃にあなたが高稜病院に行ったというようなことをアンケートに書いたのです、それが社会保険事務所に伝わっているだろうということは想像できたわけですかね。

そうじゃないかなと、はい、私、解釈したんです。

そういう意味では、そのことが14年、15年辺りの手続の過程の中で、何の問題にもならなかったというわけではないわけですかね。あなたの認識でも、アンケートで書いたということはあるんですかな。

ただ、私は正直に、自分に起こったことを正直に全て書いたのがそれなんです。

少しまた違う話ですけども、初診日がいつかということで、国民年金になるか厚生年金になるか、違うことになるということは、いつ頃から知ってたんですか。それは最初から知ってたんですか。

私の初診日は、もう45年6月ということはずっと言い通して・・・。
そうであれば、厚生年金になるだろうというふうなことは分かっていたんですか。

そうですね、厚生年金加入がそのときで初診日でしたから、はい。
平成14年に申請したときには、初診日が厚生年金の加入期間中だから厚生年金になるだろうと分かっていたわけなんですか。

ええ、そう思って出しました、はい。
もし、それより前であれば、要するに厚生年金に加入するよりも前であれば、それは国民年金として支給されるだろうということは、御存じなかったんですか。

全然、そういうことを知りませんでした。
それは知らなかったんですか。

知りませんでした。
厚生年金に加入しているより前の時期にお医者さんに掛かってこの病気が診

断されているとすると、それは厚生年金ではないことになりますねということが分かったのは、何かきっかけがあるんですか。

それは開示してから、私もいろんなところ、方に相談したり、社労士さんに聞いたりとか、自分なりに勉強して知りました。

平成19年以降ということなんですかね。

はい。

東京地方裁判所民事第38部

裁判所速記官 沓 沢 美 幸